

社会人の皆様へ！「専門実践教育訓練給付制度」の活用でキャリアアップを目指しませんか？

専門実践教育訓練給付金・教育訓練支援給付金について

【2020（令和2）年4月1日より本校（歯科技工士科・歯科衛生士科）が専門実践教育訓練給付指定講座となりました】

==専門実践教育訓練給付金==

働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度で、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額をハローワークから支給する制度です。

1. 給付対象者

・雇用保険の被保険者の方

受講開始日（4月1日）に、通算して3年以上（初めての方は2年以上）の雇用保険の被保険者期間を有している方。

・雇用保険の被保険者であった方

離職日の翌日以降、受講開始日（4月1日）までが1年以内であり、通算して3年以上（初めての方は2年以上）の雇用保険の被保険者期間を有している方。

（注1）本制度の受給が2回目以降の方は、前回の給付金受給日から3年以上経過している必要があります。

（注2）ご自身の受給資格の有無についてはハローワークでご確認ください。

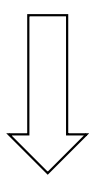
2. 給付金支給額：専門実践教育訓練受講中（50%）、終了後（20%）…給付金上限額あり （本校での教育訓練経費とは、入学金・受講料「授業料・実習費」です）

		1年次	2年次	3年次	修了後※1	総額(概算)
歯科技工士科 (2年課程)	学費等	132万円	92万円	-	-	224万円
	給付額	40万円	40万円	-	44万円	124万円
歯科衛生士科 (3年課程)	学費等	90万円	70万円	70万円	-	230万円
	給付額	40万円	35万円	35万円	46万円	156万円

（※1）修了後の追加支給を受けるには受講修了日の翌日から1年以内に「就職決定（一般雇用保険の被保険者）」が条件となります。

3. 給付金受給までの流れ（例）

入学前（ハローワークでの手続：STEP①～④）



STEP① 受給資格の確認を行います

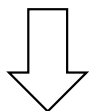
STEP② 申請書類を用意して申請を行います

STEP③ キャリアカウンセリングを受けます

（原則、ここまでの相談・手続はハローワークにて2月末日までに済ませてください）

STEP④ 受給資格者証が交付されます

在学中（学校での手続：STEP⑤～⑥、ハローワークでの手続：STEP⑦）



STEP⑤ 受給資格者である旨を申し出ます

STEP⑥ 受講証明書等を受け取ります（半年間修了ごとに）

STEP⑦ 給付金支給申請を行います（半年間修了ごとに）

卒業時（学校での手続：STEP⑧、ハローワークでの手続：STEP⑨）



STEP⑧ 修了証明書等を受け取ります

STEP⑨ 給付金支給申請を行います

就職後（ハローワークでの手続：STEP⑩）

STEP⑩ 追加の給付金支給申請を行います（資格取得者）

==教育訓練支援給付金==

45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、上記給付金のほかに支援給付金の受給（基本手当日額の80%×受講日数）も受けることができます。

専門実践教育訓練給付金・教育訓練支援給付金についての詳細は、住所管轄のハローワークまでご相談・お問い合わせください。